

新見市公共施設機能再配置計画
～消防施設個別計画～
(第 1 期)

第 2 版
(令和 3 年 1 2 月)

1 計画の目的と位置づけ

新見市公共施設機能再配置計画（以下「本編」という。）では、「量」「質」「コスト」の見直しを行うこととし、施設類型ごとにその方向性を定め、あわせて個別施設の取組内容、実施時期、対策費用などを整理することとしています。

このため、施設類型ごとに個別施設の取組内容など定める本編の下位計画として、消防施設個別計画（以下「本計画」という。）を策定し、本編と一体的に公共施設機能の再配置を行うとともに、本市の目指すまちの将来像と連動した持続可能で市民ニーズに合った行政サービスの提供を図ってまいります。

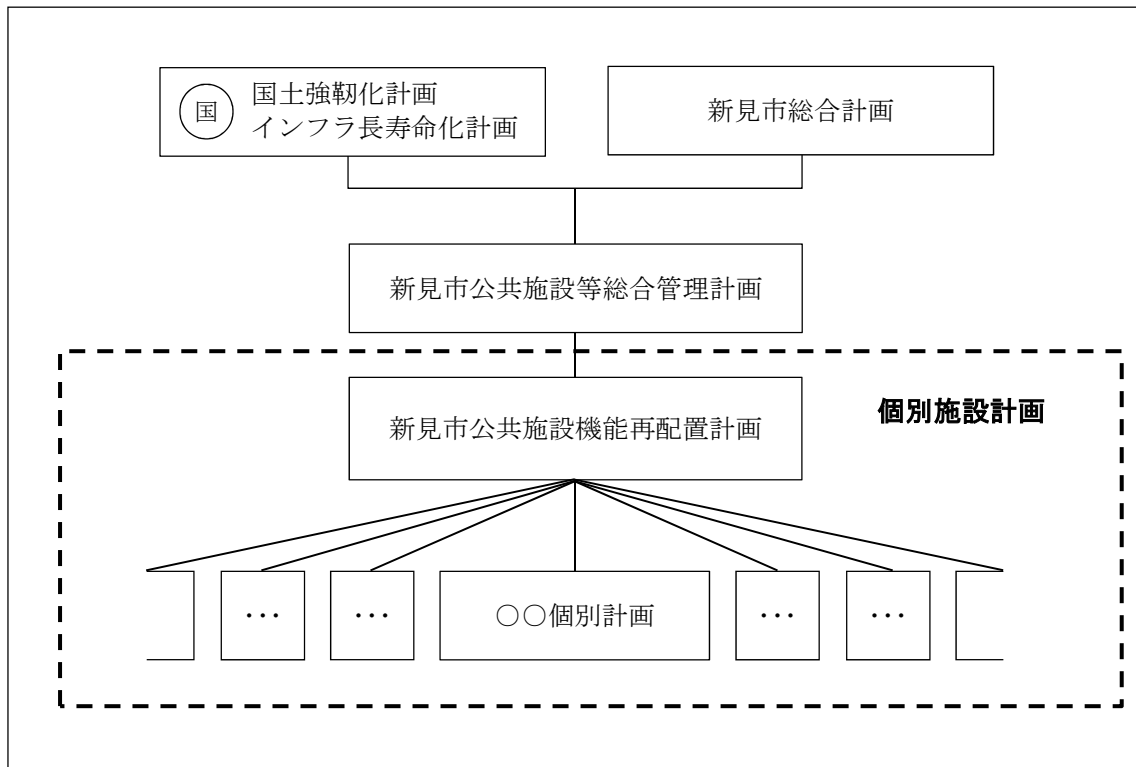


図 本計画の位置づけ

なお、本市では、本編と施設類型ごとの個別計画をあわせたものを、新見市公共施設等総合管理計画の個別施設計画として位置づけます。

2 計画の期間及び進行管理

本計画の計画期間は、本編の計画終期と同じ、令和8年度までとします。また、本計画は、本編と同じ手法により進行管理を行います。

なお、計画期間内であっても、本編の進行管理により本計画の見直しが必要になった場合や、災害発生時の罹災状況、財政事情の変化、劣化の進行状況、地域運営組織からの要望、施設利用状況の変化などに応じて、柔軟に見直すこととします。

3 施設管理の基本方針

3-1 各施設の今後の方針

本編で定める量の見直しの検討フローに従い、各施設の今後の方針（継続、統合、譲渡、廃止）を定めます。

この方針については、類型ごとの方針を基本とし、本編策定時に調査した施設アンケートの結果や現在の利用状況に加え、災害対策、立地状況、人口分布などの特殊事情を考慮して総合的な視点で決定します。

3-2 目標使用年数の設定

本編において記載したとおり、建物の目標使用年数を定めます。目標使用年数については、国土交通省の「損失補償取扱要領」や社団法人日本建築学会の「建築物の耐久計画に関する考え方」を参考に、次のとおり定めます。

表 目標使用年数

構造	目標使用年数
木造（W造）	40
鉄骨造（S造）、コンクリートブロック造（CB造）	60
鉄筋コンクリート造（RC造）、鉄骨鉄筋コンクリート造（SRC造）	60
	長寿命化対策済 80

3-3 対策工事の実施時期の考え方

基本的に継続及び統合方針の建物については、目標使用年数経過後に建替えを行いますが、建替えまでの間、予防保全として次の対策工事を実施します。

●中規模改修工事（機能回復）

建設から概ね20年ごとに、外壁の再塗装、屋根材の交換、室内設備の更新など経年により発生する損耗や機能低下に対する機能回復工事を行います。

●大規模改修工事（機能向上）

木造以外の建物のうち、建設から概ね40年が経過した段階で、20年ごとに実施する機能回復工事に加え、必要に応じて補強、省エネ化、バリアフリー化など機能を向上させる工事を行います。

また、躯体に異常がない鉄筋コンクリート造及び鉄骨鉄筋コンクリート造の建物については、あわせて長寿命化を図る対策工事を実施し、目標使用年数を80年とします。

4 対象施設

4-1 対象外施設について

本計画を含むすべての個別計画において、対象外の施設・建物を次のとおり統一します。

●施設全体が対象外となるもの

- ・施設内に倉庫、車庫、東屋、更衣室、機械室、独立した便所棟など簡易な建物しか存在しないもの（消防団機庫は除く）
- ・複合施設のうち従施設にあたるもの（主施設にてまとめて掲載）

●建物が対象外となるもの

- ・延床面積がおおむね50㎡以下の付属建物
- ・主たる建物に増築したが、別の建物として計上されている建物

4-2 本計画の対象施設

本計画の対象施設は、本編59頁「18 消防施設」に掲載する次の施設です。

- (1) 消防本部・消防署【新見】
- (2) 大佐分署【大佐小阪部】
- (3) 神郷分署【神郷釜村】
- (4) 哲多分署【哲多町矢戸】
- (5) 哲西分署【哲西町矢田】
- (6) 中部分団第1部機庫詰所（昭和町）【高尾】
- (7) 中部分団第2部機庫（本町）【新見】
- (8) 中部分団第3部機庫詰所（正田）【正田】
- (9) 南部分団第1部機庫詰所（川合）【唐松】
- (10) 南部分団第3部機庫詰所（井倉）【井倉】
- (11) 東部分団第3部機庫詰所（土橋）【土橋】
- (12) 東部分団第5部機庫（森国）【豊永佐伏】
- (13) 北部分団第1部機庫詰所（乙原）【上熊谷】
- (14) 北部分団第2部機庫詰所（法ヶ峠）【下熊谷】
- (15) 北部分団第4部機庫詰所（中組）【菅生】
- (16) 西部分団第1部機庫詰所（本町）【上市】
- (17) 西部分団第2部機庫詰所（千原）【菅生】
- (18) 西部分団第3部機庫（足立）【足立】
- (19) 西部分団第5部機庫詰所（明石）【千屋】
- (20) 西部分団第5部機庫詰所（上馬場）【千屋実】
- (21) 大佐分団第1部機庫（大佐認定こども園）【大佐小阪部】

- (22) 大佐分団第1部機庫 (大正町) 【大佐小阪部】
- (23) 大佐分団第2部機庫 (下千谷) 【大佐小阪部】
- (24) 大佐分団第2部機庫 (西) 【大佐小阪部】
- (25) 大佐分団第2部機庫 (小南) 【大佐小南】
- (26) 大佐分団第3部機庫 (下中曾) 【大佐永富】
- (27) 大佐分団第3部機庫 (助近) 【大佐永富】
- (28) 大佐分団第3部機庫 (上組) 【大佐永富】
- (29) 大佐分団第4部機庫 (仲屋) 【大佐田治部】
- (30) 大佐分団第4部機庫 (田平) 【大佐田治部】
- (31) 大佐分団第4部機庫 (東山) 【大佐田治部】
- (32) 大佐分団第5部機庫 (やな草) 【大佐布瀬】
- (33) 大佐分団第5部機庫 (河内) 【大佐布瀬】
- (34) 大佐分団第5部機庫 (勘定) 【大佐布瀬】
- (35) 大佐分団第6部機庫 (落合) 【大佐上刑部】
- (36) 大佐分団第7部機庫 (君山) 【大佐大井野】
- (37) 大佐分団第7部機庫 (中組) 【大佐大井野】
- (38) 神郷分団第1部機庫詰所 (門前上) 【神郷下神代】
- (39) 神郷分団第2部機庫詰所 (新市下) 【神郷下神代】
- (40) 神郷分団第2部機庫詰所 (大熊) 【神郷油野】
- (41) 神郷分団第3部機庫 (三室中) 【神郷油野】
- (42) 神郷分団第3部機庫詰所 (下油野中) 【神郷油野】
- (43) 神郷分団第3部機庫詰所 (上油野下) 【神郷油野】
- (44) 神郷分団第4部機庫 (仲村) 【神郷高瀬】
- (45) 神郷分団第5部機庫詰所 (下和忠) 【神郷釜村】
- (46) 哲多分団第1部機庫詰所 (城谷下) 【哲多町本郷】
- (47) 哲多分団第2部機庫詰所 (掛土井) 【哲多町本郷】
- (48) 哲多分団第3部機庫詰所 (町下) 【哲多町矢戸】
- (49) 哲多分団第4部機庫詰所 (家実) 【哲多町矢戸】
- (50) 哲多分団第5部機庫詰所 (友行) 【哲多町蚊家】
- (51) 哲多分団第6部機庫詰所 (本村) 【哲多町田淵】
- (52) 哲西分団第1部機庫 (岸本下) 【哲西町大竹】
- (53) 哲西分団第1部機庫詰所 (川西) 【哲西町大野部】
- (54) 哲西分団第2部機庫詰所 (町) 【哲西町八鳥】
- (55) 哲西分団第3部機庫詰所 (本区) 【哲西町大野部】
- (56) 哲西分団第3部機庫詰所 (野原) 【哲西町大野部】
- (57) 哲西分団第4部機庫詰所 (横田) 【哲西町矢田】
- (58) 哲西分団第5部機庫詰所 (市岡) 【哲西町上神代】
- (59) 哲西分団第5部機庫詰所 (平古屋) 【哲西町上神代】

5 施設類型別の方針

本編における消防施設の施設類型の現状と課題及び今後の方針は次のとおりです。

なお、方針は本編策定時のものであり、計画策定時には変更となっている場合があります。

表 施設類型別の方針（本編の再掲）

総合管理計画における方針	<ul style="list-style-type: none"> ● 市民の安全に不可欠な施設であるため、現在の消防力を維持しながら、維持コストの縮減を図ります。 ● 消防団の動向を踏まえながら、対象施設の集約化等を検討していきます。
施設の現状と課題	<ul style="list-style-type: none"> ● 本市には、消防施設として消防署(分署を含む)5 施設、消防機庫 54 施設があり、市内全施設に対する消防施設の割合は施設数で約 10%、延床面積で約 2%です。 ● 市民アンケートでは、消防署の保有量維持を望む意見が 25 分類のうち 1 番多く 84.6%で、消防機庫でも 74.8%でした。 ● 建築後 30 年以上経過した施設の割合は、約 37%です。 ● 安全性で改善が望まれる建物の割合は、約 3%でした。 ● 外観の清潔度で改善が望まれる建物の割合は、約 6%でした。 ● 旧耐震基準の施設の割合は、約 24%です。 ● 消防署は、新見地域に本署が 1 施設、旧町地域に分署が各 1 施設あります。 ● 消防機庫は、全域を 9 つに分けた分団ごとに管理されていて、本市で所有している 54 施設のほか、分団で所有しているものが 26 施設あります。 ● 消防機庫の配置は、消防団組織のあり方と関わってきます。
今後の方針	<p>【消防署】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 利用圏域を準広域施設として「継続」を基本方針とします。 <p>【消防機庫】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 利用圏域をその他として「継続」を基本方針とします。 ● 消防機庫は、消防団が管理しており、消防団組織の見直しがあれば、状況に応じて配置を検討します。

6 施設の状態等と施設方針

6-1 施設の状態等

本計画の対象施設における建築年、対策工事の目安、総合評点など施設の状態は、次のとおりです。なお、対策工事の目安は、建築年から算出した理論値を掲載しており、劣化点は本編の施設点検調査の結果を点数化しています。（実際の対策工事の実施時期は、「7 対策工事等の実施時期及び費用」に掲載）

表 施設の状態

施設名	建物名	延床面積 (㎡)	構造	建築年	対策工事の目安(理論値)			経過点	劣化点	総合 評点
					中規模 改修年	大規模 改修年	建替年			
消防本部・消防署	消防署庁舎	385.20	RC造	昭和49年	—	—	令和17年	46	22	68
	通信室・仮眠室・車庫	420.07	S造	昭和57年	—	令和5年	令和25年	38	27	65
大佐分署	分署	304.00	RC造	平成8年	令和39年	令和19年	令和59年	24	20	44
神郷分署	分署	267.52	RC造	平成13年	令和4年	令和24年	令和64年	19	23	42
哲多分署	分署	268.00	RC造	平成15年	令和6年	令和26年	令和66年	17	22	39
哲西分署	分署	268.25	RC造	平成14年	令和5年	令和25年	令和65年	18	22	40
中部分団第1部機庫詰所 (昭和町)	機庫詰所	67.30	W造	昭和50年	—	—	—	67	25	92
中部分団第2部機庫(本 町)	機庫	9.63	RC造	昭和63年	令和31年	令和11年	令和51年	32	22	54
中部分団第3部機庫詰所 (正田)	機庫詰所	118.00	W造	昭和45年	—	—	—	75	32	107
南部分団第1部機庫詰所 (川合)	機庫詰所	46.09	W造	昭和51年	—	—	—	66	24	90
南部分団第3部機庫詰所 (井倉)	機庫詰所	191.97	S造	昭和63年	—	令和11年	令和31年	32	20	52
東部分団第3部機庫詰所 (土橋)	機庫詰所	118.69	S造	昭和56年	—	令和4年	令和24年	39	24	63
東部分団第5部機庫(森 国)	機庫	24.00	CB造	平成18年	令和9年	令和29年	令和49年	14	20	34
北部分団第1部機庫詰所 (乙原)	機庫詰所	98.00	CB造	平成6年	—	令和17年	令和37年	26	24	50
北部分団第2部機庫詰所 (法ヶ峠)	機庫詰所	78.92	W造	昭和60年	—	—	令和8年	52	20	72
北部分団第4部機庫詰所 (中組)	機庫詰所	65.00	W造	平成元年	—	—	令和12年	46	27	73
西部分団第1部機庫詰所 (本町)	機庫詰所	99.02	S造	昭和61年	—	令和9年	令和29年	34	24	58

施設名	建物名	延床面積 (㎡)	構造	建築年	対策工事の目安(理論値)			経過点	劣化点	総合 評点
					中規模 改修年	大規模 改修年	建替年			
西部分団第2部機庫詰所 (千原)	機庫詰所	98.00	S造	昭和52年	—	—	令和20年	43	22	65
西部分団第3部機庫(足立)	機庫	42.12	W造	平成14年	令和5年	—	令和25年	27	20	47
西部分団第5部機庫詰所 (明石)	機庫詰所	84.00	CB造	平成8年	—	令和19年	令和39年	24	20	44
西部分団第5部機庫詰所 (上馬場)	機庫詰所	40.47	W造	平成5年	—	—	令和16年	40	23	63
大佐分団第1部機庫(大 佐認定こども園)	機庫	42.25	CB造	昭和54年	—	—	令和22年	41	22	63
大佐分団第1部機庫(大 正町)	機庫	16.50	CB造	平成12年	令和3年	令和23年	令和43年	20	21	41
大佐分団第2部機庫(下 千谷)	機庫	10.12	W造	昭和52年	—	—	—	64	20	84
大佐分団第2部機庫(西)	機庫	6.08	W造	昭和54年	—	—	—	61	20	81
大佐分団第2部機庫(小 南)	機庫	14.04	CB造	平成6年	—	令和17年	令和37年	26	21	47
大佐分団第3部機庫(下 中曽)	機庫	22.40	S造	昭和61年	—	令和9年	令和29年	34	21	55
大佐分団第3部機庫(助 近)	機庫	11.61	CB造	平成元年	—	令和12年	令和32年	31	20	51
大佐分団第3部機庫(上 組)	機庫	10.32	W造	昭和52年	—	—	—	64	20	84
大佐分団第4部機庫(仲 屋)	機庫	10.20	W造	昭和45年	—	—	—	75	20	95
大佐分団第4部機庫(田 平)	機庫	14.28	W造	平成6年	—	—	令和17年	39	20	59
大佐分団第4部機庫(東 山)	機庫	7.40	W造	昭和55年	—	—	令和3年	60	25	85
大佐分団第5部機庫(や な草)	機庫	11.20	W造	平成元年	—	—	令和12年	46	22	68
大佐分団第5部機庫(河 内)	機庫	5.60	W造	昭和54年	—	—	—	61	20	81
大佐分団第5部機庫(勘 定)	機庫	7.80	W造	平成6年	—	—	令和17年	39	22	61
大佐分団第6部機庫(落 合)	機庫	17.01	CB造	平成27年	令和18年	令和38年	令和58年	5	20	25
大佐分団第7部機庫(君 山)	機庫	7.40	W造	昭和57年	—	—	令和5年	57	20	77
大佐分団第7部機庫(中 組)	機庫	12.88	W造	昭和56年	—	—	令和4年	58	20	78
神郷分団第1部機庫詰所 (門前上)	機庫詰所	91.00	S造	平成13年	令和4年	令和24年	令和44年	19	20	39

施設名	建物名	延床面積 (㎡)	構造	建築年	対策工事の目安(理論値)			経過点	劣化点	総合 評点
					中規模 改修年	大規模 改修年	建替年			
神郷分団第2部機庫詰所 (新市下)	機庫詰所	32.00	W造	昭和54年	—	—	—	61	26	87
神郷分団第2部機庫詰所 (大熊)	機庫詰所	41.50	W造	昭和63年	—	—	令和11年	48	22	70
神郷分団第3部機庫(三 室中)	機庫	20.00	W造	平成5年	—	—	令和16年	40	20	60
神郷分団第3部機庫詰所 (下油野中)	機庫詰所	64.00	W造	平成3年	—	—	令和14年	43	20	63
神郷分団第3部機庫詰所 (上油野下)	機庫詰所	36.40	W造	平成8年	—	—	令和19年	36	25	61
神郷分団第4部機庫(仲 村)	機庫	52.80	W造	平成9年	—	—	令和20年	34	22	56
神郷分団第5部機庫詰所 (下和忠)	機庫詰所	96.00	W造	平成12年	令和3年	—	令和23年	30	20	50
哲多分団第1部機庫詰所 (城谷下)	機庫詰所	70.70	W造	平成8年	—	—	令和19年	36	22	58
哲多分団第2部機庫詰所 (掛土井)	機庫詰所	67.40	W造	平成7年	—	—	令和18年	37	24	61
哲多分団第3部機庫詰所 (町下)	機庫詰所	60.00	W造	平成9年	—	—	令和20年	34	24	58
哲多分団第4部機庫詰所 (家実)	機庫詰所	63.00	W造	平成6年	—	—	令和17年	39	22	61
哲多分団第5部機庫詰所 (友行)	機庫詰所	69.44	W造	平成8年	—	—	令和19年	36	24	60
哲多分団第6部機庫詰所 (本村)	機庫詰所	63.60	W造	平成8年	—	—	令和19年	36	22	58
哲西分団第1部機庫(岸 本下)	機庫	20.37	W造	昭和58年	—	—	令和6年	55	20	75
哲西分団第1部機庫詰所 (川西)	機庫詰所	78.10	W造	平成10年	—	—	令和21年	33	22	55
哲西分団第2部機庫詰所 (町)	機庫詰所	72.00	W造	平成10年	—	—	令和21年	33	20	53
哲西分団第3部機庫詰所 (本区)	機庫詰所	86.40	W造	平成15年	令和6年	—	令和26年	25	20	45
哲西分団第3部機庫詰所 (野原)	機庫詰所	49.59	W造	昭和50年	—	—	—	67	22	89
哲西分団第4部機庫詰所 (横田)	機庫詰所	126.78	W造	平成13年	令和4年	—	令和24年	28	24	52
哲西分団第5部機庫詰所 (市岡)	機庫詰所	51.10	W造	昭和50年	—	—	—	67	27	94
哲西分団第5部機庫詰所 (平古屋)	機庫詰所	60.00	W造	平成10年	—	—	令和21年	33	20	53

●施設の管理状況

施設の改修状況や利用状況などは次のとおりです。

- ・消防署庁舎及び消防署分署は、現在、新見市消防体制基本構想検討委員会にて、消防体制の見直しや、庁舎の再編を検討しております。
- ・消防団機庫は、これまで軽微な修繕工事しか実施できていません。
- ・消防団機庫のうち、計画期間内に建物更新時期を迎える建物と、既に建物更新時期を経過した建物が併せて16施設あり、計画期間内にすべての施設の建替えを行うことは困難な状態にあります。
- ・消防団機庫のうち、計画期間内に対策工事実施時期を迎える建物が7施設あります。

6-2 施設方針及び管理方針

施設類型の方針に、施設の状態、管理状況等を踏まえ、本計画の対象施設における施設方針を、次のとおり定めます。

また、施設内の建物ごとに、その状態や管理状況等を分析し、今後の管理方針を次のとおり定めます。

表 施設方針及び建物別管理方針

施設名	施設方針	建物名	建物別管理方針
消防本部・消防署	継続	消防署庁舎	新見市消防体制基本構想検討委員会が示した提言を基に、消防庁舎の建設に取り組みます。
	継続	通信室・仮眠室・車庫	新見市消防体制基本構想検討委員会が示した提言を基に、消防庁舎の建設に取り組みます。
大佐分署	継続	分署	消防庁舎建設が完了した後に、分署の再配置を踏まえた検討を行います。それまでは、必要な修繕のみを行います。
神郷分署	継続	分署	消防庁舎建設が完了した後に、分署の再配置を踏まえた検討を行います。それまでは、必要な修繕のみを行います。
哲多分署	継続	分署	消防庁舎建設が完了した後に、分署の再配置を踏まえた検討を行います。それまでは、必要な修繕のみを行います。
哲西分署	継続	分署	消防庁舎建設が完了した後に、分署の再配置を踏まえた検討を行います。それまでは、必要な修繕のみを行います。
中部分団第1部機庫詰所(昭和町)	継続	機庫詰所	地域内の施設との複合化や他施設敷地内への移転などを令和4年度末までに検討し、計画期間内に建替えを行います。
中部分団第2部機庫(本町)	継続	機庫	施設を継続し、計画期間内には必要な修繕のみ行います。
中部分団第3部機庫詰所(正田)	継続	機庫詰所	地域内の施設との複合化や他施設敷地内への移転などを令和5年度末までに検討し、計画期間内に建替えを行います。
南部分団第1部機庫詰所(川合)	継続	機庫詰所	地域内の施設との複合化や他施設敷地内への移転などを令和6年度末までに検討し、計画期間内に建替えを行います。
南部分団第3部機庫詰所(井倉)	継続	機庫詰所	施設を継続し、計画期間内には必要な修繕のみ行います。
東部分団第3部機庫詰所(土橋)	継続	機庫詰所	施設を継続し、計画期間内には必要な修繕のみ行います。
東部分団第5部機庫(森国)	継続	機庫	施設を継続し、計画期間内には必要な修繕のみ行います。
北部分団第1部機庫詰所(乙原)	継続	機庫詰所	施設を継続し、計画期間内には必要な修繕のみ行います。
北部分団第2部機庫詰所(法ヶ峠)	継続	機庫詰所	施設を継続し、計画期間内には必要な修繕のみ行います。
北部分団第4部機庫詰所(中組)	継続	機庫詰所	施設を継続し、計画期間内には必要な修繕のみ行います。
西部分団第1部機庫詰所(本町)	継続	機庫詰所	施設を継続し、計画期間内には必要な修繕のみ行います。

施設名	施設方針	建物名	建物別管理方針
西部分団第2部機庫詰所(千原)	継続	機庫詰所	施設を継続し、計画期間内は必要な修繕のみ行います。
西部分団第3部機庫(足立)	継続	機庫	施設を継続し、計画期間内は必要な修繕のみ行います。
西部分団第5部機庫詰所(明石)	継続	機庫詰所	施設を継続し、計画期間内は必要な修繕のみ行います。
西部分団第5部機庫詰所(上馬場)	継続	機庫詰所	施設を継続し、計画期間内は必要な修繕のみ行います。
大佐分団第1部機庫(大佐認定こども園)	継続	機庫	施設を継続し、計画期間内は必要な修繕のみ行います。
大佐分団第1部機庫(大正町)	継続	機庫	施設を継続し、計画期間内は必要な修繕のみ行います。
大佐分団第2部機庫(下千谷)	継続	機庫	施設を継続し、計画期間内は必要な修繕のみ行います。
大佐分団第2部機庫(西)	統合	機庫	機庫としての機能は他の施設に統合することとし、計画期間内に廃止します。なお、当該施設は集会所と一体の建物のため、廃止後も解体は行いません。
大佐分団第2部機庫(小南)	継続	機庫	施設を継続し、計画期間内は必要な修繕のみ行います。
大佐分団第3部機庫(下中曽)	継続	機庫	施設を継続し、計画期間内は必要な修繕のみ行います。
大佐分団第3部機庫(助近)	統合	機庫	機庫としての機能は他の施設に統合することとし、計画期間内に廃止します。
大佐分団第3部機庫(上組)	継続	機庫	施設を継続し、計画期間内は必要な修繕のみ行います。
大佐分団第4部機庫(仲屋)	統合	機庫	機庫としての機能は他の施設に統合することとし、計画期間内に廃止します。なお、当該施設は集会所と一体の建物のため、廃止後も解体は行いません。
大佐分団第4部機庫(田平)	継続	機庫	施設を継続し、計画期間内は必要な修繕のみ行います。
大佐分団第4部機庫(東山)	統合	機庫	機庫としての機能は他の施設に統合することとし、計画期間内に廃止します。なお、当該施設は集会所と一体の建物のため、廃止後も解体は行いません。
大佐分団第5部機庫(やな草)	継続	機庫	施設を継続し、計画期間内は必要な修繕のみ行います。
大佐分団第5部機庫(河内)	統合	機庫	機庫としての機能は他の施設に統合することとし、計画期間内に廃止します。なお、当該施設は集会所と一体の建物のため、廃止後も解体は行いません。
大佐分団第5部機庫(勘定)	継続	機庫	施設を継続し、計画期間内は必要な修繕のみ行います。
大佐分団第6部機庫(落合)	継続	機庫	施設を継続し、計画期間内は必要な修繕のみ行います。
大佐分団第7部機庫(君山)	継続	機庫	施設を継続し、計画期間内は必要な修繕のみ行います。
大佐分団第7部機庫(中組)	継続	機庫	施設を継続し、計画期間内は必要な修繕のみ行います。
神郷分団第1部機庫詰所(門前上)	継続	機庫詰所	施設を継続し、計画期間内は必要な修繕のみ行います。

施設名	施設方針	建物名	建物別管理方針
神郷分団第2部機庫詰所(新市下)	継続	機庫詰所	施設を継続し、計画期間内は必要な修繕のみ行います。
神郷分団第2部機庫詰所(大熊)	継続	機庫詰所	施設を継続し、計画期間内は必要な修繕のみ行います。
神郷分団第3部機庫(三室中)	継続	機庫	施設を継続し、計画期間内は必要な修繕のみ行います。
神郷分団第3部機庫詰所(下油野中)	継続	機庫詰所	施設を継続し、計画期間内は必要な修繕のみ行います。
神郷分団第3部機庫詰所(上油野下)	継続	機庫詰所	施設を継続し、計画期間内は必要な修繕のみ行います。
神郷分団第4部機庫(仲村)	継続	機庫	施設を継続し、計画期間内は必要な修繕のみ行います。
神郷分団第5部機庫詰所(下和忠)	継続	機庫詰所	施設を継続し、計画期間内は必要な修繕のみ行います。
哲多分団第1部機庫詰所(城谷下)	継続	機庫詰所	施設を継続し、計画期間内は必要な修繕のみ行います。
哲多分団第2部機庫詰所(掛土井)	継続	機庫詰所	施設を継続し、計画期間内は必要な修繕のみ行います。
哲多分団第3部機庫詰所(町下)	継続	機庫詰所	施設を継続し、計画期間内は必要な修繕のみ行います。
哲多分団第4部機庫詰所(家実)	継続	機庫詰所	施設を継続し、計画期間内は必要な修繕のみ行います。
哲多分団第5部機庫詰所(友行)	継続	機庫詰所	施設を継続し、計画期間内は必要な修繕のみ行います。
哲多分団第6部機庫詰所(本村)	継続	機庫詰所	施設を継続し、計画期間内は必要な修繕のみ行います。
哲西分団第1部機庫(岸本下)	継続	機庫	施設を継続し、計画期間内は必要な修繕のみ行います。
哲西分団第1部機庫詰所(川西)	継続	機庫詰所	施設を継続し、計画期間内は必要な修繕のみ行います。
哲西分団第2部機庫詰所(町)	継続	機庫詰所	施設を継続し、計画期間内は必要な修繕のみ行います。
哲西分団第3部機庫詰所(本区)	継続	機庫詰所	施設を継続し、計画期間内は必要な修繕のみ行います。
哲西分団第3部機庫詰所(野原)	継続	機庫詰所	令和7年度末までに機庫の必要性を再検討し、必要な場合は、車庫部分のみを建替えます。
哲西分団第4部機庫詰所(横田)	継続	機庫詰所	施設を継続し、計画期間内は必要な修繕のみ行います。
哲西分団第5部機庫詰所(市岡)	統合	機庫詰所	同一部内の機庫と統合を行い、計画期間内に施設を廃止します。
哲西分団第5部機庫詰所(平古屋)	継続	機庫詰所	同一部内の機庫と統合を行い、計画期間内に統合に伴う改修工事を行います。

●特殊事情

- ・消防団機庫は、これまで対策工事が行えていないため、計画通りに実施していくと、計画期間内に半数近くの施設について、対策を講じなければならないこととなります。

このため、「3-3 対策工事の実施時期の考え方」とは別に、対策工事（大規模改修工事、中規模改修工事、建替え工事）は1年1機庫を目安として実施することとし、優先順位の高い施設から順次対策工事を行います。

また、対策工事を実施する前に、再度、同一部内の機庫との統合（集約化）及び同一地域内の施設との統合（複合化）を検討します。

7 対策工事等の実施時期及び費用

計画期間内に実施する建物ごとの対策工事等の実施時期（実施年度）及び概算費用は、次のとおりです。なお、修繕箇所及び概算費用は計画策定時のものであり、対策工事実施前の詳細設計により、精査を行います。また、実施年度についてはあくまで見込みであり、関係機関との協議結果などによっては変更となる可能性があります。

表 建物ごとの対策工事等の計画

施設名	建物名	対策内容	概算費用 (千円)	実施年度(令和)					
				2年	3年	4年	5年	6年	7年
消防本部・消防署	消防署庁舎	建替え	1,200,000				建替え		
	通信室・仮眠室・車庫	建替え	上記に含める				建替え		
大佐分署	分署	維持管理	0						
神郷分署	分署	維持管理	0						
哲多分署	分署	維持管理	0						
哲西分署	分署	維持管理	0						
中部分団第1部機庫詰所(昭和町)	機庫詰所	建替え	25,000				建替え		
中部分団第2部機庫(本町)	機庫	維持管理	0						
中部分団第3部機庫詰所(正田)	機庫詰所	建替え	25,000					建替え	
南部分団第1部機庫詰所(川合)	機庫詰所	建替え	25,000						建替え
南部分団第3部機庫詰所(井倉)	機庫詰所	維持管理	0						
東部分団第3部機庫詰所(土橋)	機庫詰所	維持管理	0						
東部分団第5部機庫(森国)	機庫	維持管理	0						
北部分団第1部機庫詰所(乙原)	機庫詰所	維持管理	0						
北部分団第2部機庫詰所(法ヶ峠)	機庫詰所	維持管理	0						
北部分団第4部機庫詰所(中組)	機庫詰所	維持管理	0						
西部分団第1部機庫詰所(本町)	機庫詰所	維持管理	0						

施設名	建物名	対策内容	概算費用 (千円)	実施年度(令和)						
				2年	3年	4年	5年	6年	7年	8年
西部分団第2部機庫詰所 (千原)	機庫詰所	維持管理	0							
西部分団第3部機庫(足立)	機庫	維持管理	0							
西部分団第5部機庫詰所 (明石)	機庫詰所	維持管理	0							
西部分団第5部機庫詰所 (上馬場)	機庫詰所	維持管理	0							
大佐分団第1部機庫(大佐認定こども園)	機庫	維持管理	0							
大佐分団第1部機庫(大正町)	機庫	維持管理	0							
大佐分団第2部機庫(下千谷)	機庫	維持管理	0							
大佐分団第2部機庫(西)	機庫	廃止	0		廃止					
大佐分団第2部機庫(小南)	機庫	維持管理	0							
大佐分団第3部機庫(下中曽)	機庫	維持管理	0							
大佐分団第3部機庫(助近)	機庫	解体	2,000		解体					
大佐分団第3部機庫(上組)	機庫	維持管理	0							
大佐分団第4部機庫(仲屋)	機庫	廃止	0		廃止					
大佐分団第4部機庫(田平)	機庫	維持管理	0							
大佐分団第4部機庫(東山)	機庫	廃止	0		廃止					
大佐分団第5部機庫(やな草)	機庫	維持管理	0							
大佐分団第5部機庫(河内)	機庫	廃止	0		廃止					
大佐分団第5部機庫(勘定)	機庫	維持管理	0							
大佐分団第6部機庫(落合)	機庫	維持管理	0							
大佐分団第7部機庫(君山)	機庫	維持管理	0							
大佐分団第7部機庫(中組)	機庫	維持管理	0							
神郷分団第1部機庫詰所 (門前上)	機庫詰所	維持管理	0							

施設名	建物名	対策内容	概算費用 (千円)	実施年度(令和)						
				2年	3年	4年	5年	6年	7年	8年
神郷分団第2部機庫詰所 (新市下)	機庫詰所	維持管理	0							
神郷分団第2部機庫詰所 (大熊)	機庫詰所	維持管理	0							
神郷分団第3部機庫(三 室中)	機庫	維持管理	0							
神郷分団第3部機庫詰所 (下油野中)	機庫詰所	維持管理	0							
神郷分団第3部機庫詰所 (上油野下)	機庫詰所	維持管理	0							
神郷分団第4部機庫(仲 村)	機庫	維持管理	0							
神郷分団第5部機庫詰所 (下和忠)	機庫詰所	維持管理	0							
哲多分団第1部機庫詰所 (城谷下)	機庫詰所	維持管理	0							
哲多分団第2部機庫詰所 (掛土井)	機庫詰所	維持管理	0							
哲多分団第3部機庫詰所 (町下)	機庫詰所	維持管理	0							
哲多分団第4部機庫詰所 (家実)	機庫詰所	維持管理	0							
哲多分団第5部機庫詰所 (友行)	機庫詰所	維持管理	0							
哲多分団第6部機庫詰所 (本村)	機庫詰所	維持管理	0							
哲西分団第1部機庫(岸 本下)	機庫	維持管理	0							
哲西分団第1部機庫詰所 (川西)	機庫詰所	維持管理	0							
哲西分団第2部機庫詰所 (町)	機庫詰所	維持管理	0							
哲西分団第3部機庫詰所 (本区)	機庫詰所	維持管理	0							
哲西分団第3部機庫詰所 (野原)	機庫詰所	建替え	10,000							建替え
哲西分団第4部機庫詰所 (横田)	機庫詰所	維持管理	0							
哲西分団第5部機庫詰所 (市岡)	機庫詰所	解体	2,000			解体				
哲西分団第5部機庫詰所 (平古屋)	機庫詰所	大規模 改修	10,000			大規模 改修				

※実施年度に何も記載がない施設は、計画期間内に実施する対策工事がありません。

●対策工事内容の概要

- ・令和3年度は、大佐分団の機庫を対象とし、未使用機庫の廃止や、平松館との複合化を行い、複合化後に第3部機庫（助近）を解体します。
- ・令和4年度は、哲西分団の機庫を対象とし、第5部の2施設を1施設へ集約化を図ります。また、集約化に伴い、必要に応じて増築を行うとともに、増築に併せ、外壁、屋根、雨樋、ホース乾燥塔等の改修を行います。また、集約化後に第5部機庫詰所（市岡）を解体します。
- ・令和5年度及び令和6年度は、中部分団の機庫を対象とし、第1部機庫詰所（昭和町）及び第3部機庫詰所（正田）の建替えを行います。ただし、建替え実施前に、他施設との複合化や他施設敷地への移転などを検討します。
- ・令和7年度は、南部分団の機庫を対象とし、第1部機庫詰所（川合）の建替えを行います。ただし、建替え実施前に、他施設との複合化や他施設敷地への移転などを検討します。
- ・令和8年度は、哲西分団の機庫を対象とし、第3部機庫詰所（野原）の建替えを行います。ただし、令和7年度末までに、機庫の必要性を再検討し、必要な場合は、車庫部分のみを建替え、他施設と統合する場合は、統合先施設の対策工事に切り替えます。